

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2020年10月14日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)
【会社名】	株式会社東武住販
【英訳名】	Toubujyuhan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻野 利浩
【本店の所在の場所】	山口県下関市岬之町11番46号
【電話番号】	083-222-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 河村 和彦
【最寄りの連絡場所】	山口県下関市岬之町11番46号
【電話番号】	083-222-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 河村 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 第1四半期累計期間	第38期 第1四半期累計期間	第37期
会計期間		自 2019年6月1日 至 2019年8月31日	自 2020年6月1日 至 2020年8月31日	自 2019年6月1日 至 2020年5月31日
売上高	(千円)	1,474,179	1,855,129	6,850,200
経常利益	(千円)	62,379	139,446	407,248
四半期(当期)純利益	(千円)	42,350	96,017	276,205
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	302,889	302,889	302,889
発行済株式総数	(株)	2,712,400	2,712,400	2,712,400
純資産額	(千円)	2,929,860	3,137,142	3,120,776
総資産額	(千円)	4,773,717	5,379,264	5,437,502
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	15.62	36.07	102.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	30.00
自己資本比率	(%)	61.4	58.3	57.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により委縮していたものの、緊急事態宣言の解除後、経済活動の再開に軸足が置かれ、各種政策による効果や海外経済の改善もあって持ち直しつつあります。いまだ、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、国内経済を下振れさせるリスクがあり、依然として先行き不透明な状況が続くとみられますが、将来に対する不安感は徐々に後退していくものと期待されます。

当社が属する不動産業界におきましては、2020年8月に公表された国土交通省の調査「主要都市の高度利用地地価動向報告」によれば、2020年第2四半期（2020年4月1日～2020年7月1日）の主要都市・高度利用地100地区の地価動向は、2020年第1四半期（2020年1月1日～2020年4月1日）に比べ、上昇が1地区にとどまり、前回5月調査の73地区から大きく変化しました。

また、当社の主力事業である中古住宅の売上の成約件数については、公益社団法人西日本不動産流通機構（西日本レインズ）に登録されている物件情報の集計結果である「市況動向データ」（2020年9月公表）によると、中古戸建住宅の成約状況は、中国地方が6月～8月累計で前年同四半期比7.0%増となりました。九州地方においては6月～8月累計で同9.2%増となりました。

このような環境の中、当社は、新型コロナウイルス感染症の防止策を実施する等、お客様及び従業員の安全確保を最優先にするとともに、自社不動産の豊富な在庫を基に中古住宅等を積極的に販売する等、主力の不動産売買事業に注力いたしました。また、広告宣伝費はじめ経費の節減に努めました。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,855,129千円（前年同四半期比25.8%増）となり、営業利益は139,492千円（同120.7%増）、経常利益は139,446千円（同123.5%増）、四半期純利益は96,017千円（同126.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

不動産売買事業

自社不動産売買事業については、WEBを中心に効率よく広告宣伝を行って自社不動産を仕入れるとともに、安全確保を兼ねて非対面による物件紹介を実施する等して、積極的に自社不動産を販売いたしました。その結果、自社不動産の販売件数は前年同四半期に比べて30件増の118件となりました。不動産売買仲介事業については、売買仲介件数が前年同四半期を上回ったことから、売買仲介手数料は前年同四半期をわずかながら上回りました。

これらの結果、不動産売買事業の売上高は1,780,125千円（前年同四半期比26.7%増）となり、売上高が増加したことから、営業利益は227,062千円（同54.0%増）となりました。

不動産賃貸事業

不動産賃貸仲介事業については、賃貸仲介件数が前年同四半期に比べて増加し、賃貸仲介手数料が増加したことから、売上高は前年同四半期を上回りました。不動産管理受託事業については、管理件数の増加から、管理料が増加したことに加え、請負工事高も増加したことにより、売上高は前年同四半期を上回りました。自社不動産賃貸事業の売上高は前年同四半期を上回りました。

これらの結果、不動産賃貸事業の売上高は41,259千円（前年同四半期比10.2%増）となり、売上高が増加したことから、営業利益は8,224千円（同8.8%増）となりました。

不動産関連事業

保険代理店事業については、自社不動産の販売件数及び不動産売買仲介件数の増加により損害保険の新規契約件数が前年同四半期を上回ったことに加え、満期を迎えた保険契約の契約更新の取り込みを図ったことから、売上高は前年同四半期を上回りました。

これらの結果、不動産関連事業の売上高は12,421千円（前年同四半期比23.1%増）となり、営業利益は売上高の増加により8,408千円（同37.7%増）となりました。

その他事業

介護福祉事業については、レンタル売上高が前年同四半期を上回ったものの、物品販売が前年同四半期を下回ったことに加え、シルバー・リフォームの請負工事件数の減少により、請負工事高が前年同四半期を下回ったことから、売上高は前年同四半期を下回りました。

これらの結果、その他事業の売上高は21,322千円（前年同四半期比1.9%減）となりました。売上高が減少したものの、人件費等の経費の節減により営業利益は328千円（前年同四半期は営業損失447千円）と改善いたしました。

(2) 財政状態の状況

資産

当第1四半期会計期間末の総資産合計は5,379,264千円となり、前事業年度末に比べて58,237千円減少しました。流動資産は4,690,995千円となり、前事業年度末に比べて53,405千円減少しました。これは主として、前期に仕入れた中古住宅等のリフォーム工事が完成し、販売用不動産が345,782千円増加したほか、積極的に中古住宅等を販売して、現金及び預金が61,547千円増加したものの、自社不動産の仕入件数を抑制したことから、仕掛販売用不動産等が448,758千円減少したことによるものであります。固定資産は688,268千円となり、前事業年度末に比べて4,832千円減少しました。

負債

当第1四半期会計期間末の負債合計は2,242,122千円となり、前事業年度末に比べて74,603千円減少しました。流動負債は1,737,652千円となり、前事業年度末に比べて6,051千円減少しました。これは主として、賞与引当金が21,212千円増加したものの、短期借入金が20,310千円減少したこと等によるものであります。固定負債は504,469千円となり、前事業年度末に比べて68,552千円減少しました。これは主として、長期借入金が69,290千円減少したことによるものであります。

純資産

当第1四半期会計期間末の純資産合計は3,137,142千円となり、前事業年度末に比べて16,365千円増加しました。これは主として、四半期純利益96,017千円を計上したものの、配当金の支払79,856千円があったことによるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前事業年度末の57.4%から58.3%となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金需要

当社は、中古住宅等の仕入れ及びリフォーム工事の費用の支払等の資金需要に加え、収益性及び将来の転売等を視野に入れて収益物件を取得する必要があると認識しております。また、現本社屋の老朽化が著しく、メンテナンス費用が年々増える見込みであることから、当社所有の駐車場跡地に新本社屋を建設することといたしました。さらに今後、不動産売買事業の店舗の出店や移転に伴う費用の支出も予想されます。これらの資金の必要額は個別には大きくないものの、まとめると流動性の面で無視できないと考えます。

財源

上記の資金需要に対する財源としては、利益剰余金に加え、長期・短期の借入金を活用してまいります。当社は、資金需要の金額あるいは時期に応じて機動的な借り入れができるよう、金融情勢に注意を払いつつ、金融機関と良好な関係を継続してまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更、また、新たに生じた課題はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,712,400	2,712,400	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) 福岡証券取引所 (Q-Board)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	2,712,400	2,712,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月1日～ 2020年8月31日	-	2,712,400	-	302,889	-	258,039

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 50,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,660,800	26,608	「1株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
単元未満株式	普通株式 1,100		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,712,400		
総株主の議決権		26,608	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社東武住販	山口県下関市岬之町11番46号	50,500	-	50,500	1.86
計	-	50,500	-	50,500	1.86

(注)2020年8月28日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬としての自己株式30,000株を処分する旨の決定をいたしました。が、払込日が9月14日であるため、本四半期報告書の提出時点における自己株式数は20,500株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年6月1日から2020年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(2020年6月1日から2020年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	709,342	770,890
売掛金	30,269	31,863
販売用不動産	2,433,577	2,779,360
仕掛販売用不動産等	1,487,589	1,038,831
商品	1,846	1,602
貯蔵品	3,574	3,310
その他	78,199	65,136
流動資産合計	4,744,401	4,690,995
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	166,917	158,385
土地	244,380	254,895
その他（純額）	74,800	73,387
有形固定資産合計	486,098	486,668
無形固定資産	43,315	40,025
投資その他の資産		
投資その他の資産	164,105	161,979
貸倒引当金	417	404
投資その他の資産合計	163,687	161,574
固定資産合計	693,101	688,268
資産合計	5,437,502	5,379,264

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	146,480	142,846
短期借入金	1,269,772	1,249,462
未払法人税等	41,397	44,394
賞与引当金	-	21,212
完成工事補償引当金	5,700	5,900
その他	280,353	273,837
流動負債合計	1,743,703	1,737,652
固定負債		
長期借入金	481,907	412,617
資産除去債務	73,251	73,540
その他	17,863	18,312
固定負債合計	573,022	504,469
負債合計	2,316,725	2,242,122
純資産の部		
株主資本		
資本金	302,889	302,889
資本剰余金	258,039	258,039
利益剰余金	2,600,179	2,616,340
自己株式	43,513	43,513
株主資本合計	3,117,594	3,133,755
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,182	3,387
評価・換算差額等合計	3,182	3,387
純資産合計	3,120,776	3,137,142
負債純資産合計	5,437,502	5,379,264

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2019年6月1日 至2019年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自2020年6月1日 至2020年8月31日)
売上高	1,474,179	1,855,129
売上原価	1,015,910	1,321,676
売上総利益	458,269	533,452
販売費及び一般管理費	395,063	393,959
営業利益	63,205	139,492
営業外収益		
受取利息	39	20
受取配当金	434	362
違約金収入	-	600
保険差益	240	23
その他	228	232
営業外収益合計	943	1,239
営業外費用		
支払利息	1,300	963
その他	469	321
営業外費用合計	1,769	1,285
経常利益	62,379	139,446
税引前四半期純利益	62,379	139,446
法人税、住民税及び事業税	11,187	40,432
法人税等調整額	8,841	2,997
法人税等合計	20,028	43,429
四半期純利益	42,350	96,017

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)
減価償却費	8,467千円	7,817千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年8月29日 定時株主総会	普通株式	81,358	30	2019年5月31日	2019年8月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	79,856	30	2020年5月31日	2020年8月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	不動産 売買事業	不動産 賃貸事業	不動産 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,404,914	37,442	10,091	1,452,448	21,731	1,474,179	-	1,474,179
セグメント利益又は損失()	147,445	7,557	6,104	161,106	447	160,659	97,453	63,205

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護福祉事業であります。

2. 調整額の内容は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失()の調整額 97,453千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	不動産 売買事業	不動産 賃貸事業	不動産 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,780,125	41,259	12,421	1,833,806	21,322	1,855,129	-	1,855,129
セグメント利益	227,062	8,224	8,408	243,694	328	244,022	104,529	139,492

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護福祉事業であります。

2. 調整額の内容は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額 104,529千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	15円62銭	36円07銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	42,350	96,017
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	42,350	96,017
普通株式の期中平均株式数(株)	2,711,940	2,661,898

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年10月13日

株式会社 東武住販
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下平 雅和 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東武住販の2020年6月1日から2021年5月31日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間（2020年6月1日から2020年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年6月1日から2020年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東武住販の2020年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書

において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。